

高知大学地域・世界つながり推進機構会議規則

令和8年4月9日
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学地域・世界つながり推進機構規則（以下「機構規則」という。）第12条第2項の規定に基づき、高知大学地域・世界つながり推進機構会議（以下「機構会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 機構会議は、機構規則第5条に掲げる者をもって組織する。

(審議事項)

第3条 機構会議は、地域・世界つながり推進機構（以下「機構」という。）に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 組織及び運営に関する事項
- (2) 中期目標・中期計画に関する事項
- (3) 事業計画及び実施に関する事項
- (4) 人事に関する事項
- (5) 教員評価に関する事項
- (6) 財務に関する事項
- (7) 規則の制定・改廃に関する事項
- (8) その他機構の業務に関する必要な事項

(議長)

第4条 機構会議に、議長を置く。

- 2 議長は、機構長をもって充てる。
- 3 議長は、機構会議を招集し、主宰する。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 機構会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、機構会議に委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第7条 機構会議の事務は、研究国際部地域連携課及び学務部国際教育支援室において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、機構会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月9日から施行する。